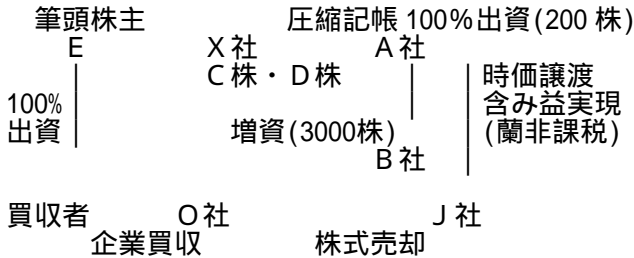


タイトル オウブンシャホールディング事件：子会社株式含み益移転と法人税法 22 条 2 項「取引」

最(三小)判平成 18 年 1 月 24 日訟月 53 卷 10 号 2946 頁判時 1923 号 20 頁判夕 1203 号 108 頁タインズ Z888-1045

立教大学法学部准教授 浅妻章如

## 1. 事実関係



[図を載せるスペースがなければ図なしで構いません]

原告・日本法人X社が有しているC放送株・D放送株を直接に売却すると、多額の含み益について課税されるので、オランダ法人経由での移転を企図した。

平成3年、XはC株・D株を現物出資しペーパーカンパニーの100%子会社としてオランダ法人A社を設立した。この際、圧縮記帳（平成10年改正前法人税法（以下、「法」）51条による。現在は不可）により課税繰延をしていた。A発行株式数は200株であった。

平成7年、Xの筆頭株主である財団法人Eが、100%出資のオランダ法人B社を設立した。そして、AがBに著しく有利な価額で新株を割り当てる増資（以下、「本件増資」）を株主総会で決議した。A株1株当たりの資産価値が約234万ギルダー（約1億3648万円）であったにもかかわらず、1株当たり額面金額1000ギルダー（払込みを加味して1010.1ギルダー）で新株3000株をBに割り当てるといった内容であった。

本件増資により、XはA株式の資産価値の殆どを失い（200/200株 200/3200株、100% 6.25%、約273億円 約17億円、差額約256億）、A持分の93.75%はBが取得した。

判決文外であるが、この後Aはグループ内の別のオランダ法人J社にC株・D株を時価で譲渡して含み益を実現させ（オランダでは法人の株式含み益非課税）、J社はグループ内の日本法人O社へ株式を譲渡し、O社はグループ外の買収者に企業買収された、とされる。目論見通りならば、原告グループが有するC株・D株について譲渡益課税を免れつつ、当初の予定通りの買収者にC株・D株を移転できることとなる（X A J O 買収者）。

前々段落について、被告・Y税務署長は、XからBへの利益移転を寄付金と認定して更正処分を打った。更正処分時には法132条・同族会社規定を根拠としていたが、訴訟で主位的に法22条2項を根拠とし、予備的に法132条の適用を主張した。

## 2. 争点

本件増資による旧株主Xから新株主Bへの利益移転が、Xにとって法22条2項「無償による資産の譲渡」もしくは「その他の取引」に当たるか、が主たる争点である。当事者の主張に代えて、対照的な一審・二審の判決文を引用する。

一審・東京地判平成13年11月19日訟月49卷8号2411頁は次のように述べて請求を認容した。「実質的にみてXの保有するA株式の資産価値がBに移転したとしても、それがXの行為によるものとは認められないから、同資産価値の移転がXの行為によることを前提としてこれに法22条2項を適用すべきである旨のYの主位的主張には理由がない。」（法人税の負担の減少がないとして、法132条の適用も認めなかった。）

二審・東京高判平成16年1月28日訟月50卷8号2512頁は、次のように述べて原判決取消・請求棄却とした。「Xが上記資産に係る株主として有する持分をAからなんらの対

価を得ることもなく喪失し、Bがこれを取得した事実は、それが両社の合意に基づくと認められる以上、両社間において無償による上記持分の譲渡がされたと認定することができる。」「両社間における無償による上記持分の譲渡は、法22条2項に規定する『無償による資産の譲渡』に当たると認定判断することができる。尤も、上記『持分の譲渡』は、同項に規定する『資産の譲渡』に当たるとすることに疑義を生じ得ないではないが、『無償による・その他の取引』には当たると認定判断することができるというべきである。すなわち、上記規定にいう『取引』は、その文言及び規定における位置づけから、関係者間の意思の合致に基づいて生じた法的及び経済的な結果を把握する概念として用いられていると解せられ、上記のとおり、XとBの合意に基づいて実現された上記持分の譲渡をも包含すると認められる。」

### 3．判決の要旨（破棄差戻。但し実質的にY勝訴）

「Xの保有するA社株式に表章された同社の資産価値については、Xが支配し、処分することができる利益として明確に認めるところ、Xは、このような利益を、Bとの合意に基づいて同社に移転したというべきである。したがって、この資産価値の移転は、Xの支配の及ばない外的要因によって生じたものではなく、Xにおいて意図し、かつ、Bにおいて了解したところが実現したものであるから、法人税法22条2項にいう取引に当たるといえるべきである。」

株式の評価の点で原判決は破棄を免れないとして差戻したが、主たる争点に関してはYが実質的に勝った。差戻控訴審・東京高判平成19年1月30日訟月53巻10号2966頁で確定した。

### 4．評釈

本件は、端的に言えば、法22条2項の「取引」をXとBとの間の合意によって認定した、という事例である。

なお、判旨が「外的要因によって生じたものではない」と述べている点は重要である。外的要因によって資産価値が変動する典型例としては株式市場における株価変動などが挙げられる。

では、外的要因によらない事象全てが「取引」に当たるか。判決文だけを読めばそのような広い理解も生まれうるが、意図する【経済的效果】とそれを達成するための【法律構成】とは異なると従来は説かれてきたこととの整合性が問題となる。或る経済的效果を「意図」することとその「了解」（もしくはそれらの「合意」）を、常に「取引」と呼んでよいのか、例えば、全ての新株有利発行が旧株主にとって法22条2項に該当するとなるのか等、疑問なしとしない。

本判決と同日の所謂フィルムリース事件・最判平成18年1月24日民集60巻1号252頁が民集に登載されているのに対し、本判決は民集に登載されていない。あからさまな事例判決であるフィルムリース事件判決よりも更に本件判決は先例性が弱い、という判断がなされている可能性もあり、本判決の論理の射程範囲は判決文から想像しうるところよりも制限的なものとされるかもしれない。